

後見人が弁護士等に依頼する場合における 民事法律扶助制度の活用に関する検討

資料1-2-2

令和6年10月 法務省大臣官房司法法制部

（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

国は、被後見人等を当事者とする**民事裁判等手続**を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、**法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策**を早期に検討する。

【Ⅱ・2・(2)③イ】

検討対象

法律専門職である後見人が**弁護士等に依頼**する場合に、**代理援助の利用を認めるべきか**

※ **法律専門職以外の者**が後見人である場合は、代理援助の利用が**可能**

検討状況等

課題

- **他の弁護士等に依頼して代理援助を利用することの要否・当否**
- **後見人自ら対応した場合**（後見人報酬）と**代理援助を利用した場合**（代理援助報酬）
における**被後見人の経済的負担の均衡**

- **法律専門職が後見人である場合**、一般的には、**自ら民事裁判等手続への対応が可能**であり、**家庭裁判所も、法的問題への対応に期待して選任**
- 同一法律事務所内等における**潜脱的な受任、不誠実な後見人による不受任等の不適切事案を排除する必要あり**

一定の利用制限

法テラスにおける現在の運用

医療過誤等、特に専門性が高い分野に属する事件に限定して代理援助の利用可

成年後見制度の在り方を踏まえつつ、**資力基準等の要件を満たす被後見人について、他の弁護士等に依頼して代理援助を利用する必要性があり、かつ、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲で、その利用が許容される場合について、利用が許容される場合の事件類型**などを現在検討中